

提 案 書

「新しい近畿の創造をめざして」

平成20年6月

近畿ブロック知事会

近畿ブロック知事会は、このたび第84回定例会議を開催し、真の分権型社会の創造に向け、近畿ブロックの当面する重要課題について、積極的な議論を行った。

地方自治の本旨を踏まえ真の地方分権を確立し、圏域の課題解決を図るため、国の制度の改善等について早急に適切な措置を講じられるよう、別紙のとおり提案する。

平成20年6月

近畿ブロック知事会

福井県知事 西川 一誠

三重県知事 野呂 昭彦

滋賀県知事 嘉田 由紀子

京都府知事 山田 啓二

大阪府知事 橋下 徹

兵庫県知事 井戸 敏三

奈良県知事 荒井 正吾

和歌山県知事 仁坂 吉伸

徳島県知事 飯泉 嘉門

鳥取県知事 平井 伸治

目 次

1 安心・安全な社会の形成

- (1) 新しい近畿圏整備法制の検討について 1
- (2) 消費者行政の機能強化について 1
- (3) 輸入食品検疫体制の充実など食の安心・安全について 2
- (4) 震災対策の強化について 2
- (5) 原子力発電所の安全確保について 3
- (6) 被災住宅の再建を促進する共済制度の創設について 4
- (7) 「大規模地震対策特別措置法の対象地域の拡大」について 4
- (8) 首都機能代替（バックアップ）エリアへの位置づけについて 5

2 圏域の総合的な発展の推進

- (1) 平城遷都1300年祭の国家的プロジェクトとしての推進について 6
- (2) 小規模集落対策の充実について 7
- (3) 新過疎法の制定について 8
- (4) 首都機能移転の早期実現について 9

3 安心できる医療供給体制の整備

- (1) 医療制度改革について 10
- (2) 肝炎等感染症対策の充実・強化について 12
- (3) 医師確保対策について 13
- (4) 病院と診療所の機能分化の推進について 14
- (5) 救急医療体制の確保に対する支援について 15
- (6) アスベスト対策について 16

4 福祉・年金施策等の充実

- (1) 障害者の自立を推進するための施策の整備・推進について 18
- (2) 障害者の共同生活援助・共同生活介護制度の創設について 19
- (3) 介護人材の確保に向けた介護報酬の改善等について 19
- (4) 在日外国人への救済措置の実施について 19
- (5) 民法第772条に基づく「戸籍のない者」への対応について 19

5 森・川・湖沼・海的环境保全の推進

- (1) 森・川・湖沼・海的环境保全再生ネットワークづくりについて 20
- (2) 琵琶湖的环境保全について 20
- (3) 淀川水系の河川整備の推進について 21
- (4) 地球温暖化防止対策の推進について 21
- (5) 大阪湾圏域広域処理場整備事業の推進について 22

6 総合交通ネットワークの整備の推進

- (1) 近畿の元気を取り戻す総合交通体系の整備について 23
- (2) 北陸新幹線の早期全線建設について 25
- (3) リニア中央新幹線の全線整備について 25
- (4) 近畿圏における航空ネットワークの整備について 25

1 安心・安全な社会の形成

(1) 新しい近畿圏整備法制の検討について

戦後の急速な経済復興とそれに続く高度経済成長に伴う大都市圏への人口・産業の集中による環境悪化等に対処するため、昭和38年に近畿圏整備法が制定され、近畿圏の人口・産業立地の集中抑制・分散を目的に政策区域制度が導入された。しかしながら、近年、近畿圏では、人口流入低下・人口減少傾向にあり、人材・産業の域外流出が進むなど、政策区域制度創設時から社会情勢は大きく変化している。これら近畿圏の現状を踏まえ、近畿圏整備法などの大都市圏整備法制が真に近畿圏の発展に資するよう、政策区域制度の適切な見直しを図ること。

また、見直しに当たっては、十分に関係地方公共団体の意見を聞き、尊重するとともに、近畿圏が、人口・産業・インフラの集積を持つ我が国の中枢地域であり、我が国を牽引する成長エンジンとして重要な役割を果たしていることに鑑み、都市部だけでなく、近畿圏全体の発展に資する制度を整備すること。

(2) 消費者行政の機能強化について

昨年から多発している食品の産地偽装をはじめ、賞味期限偽装や、中国製冷凍食品の中毒事件により、食の安全・安心に対する消費者の信頼が根底から揺らいでいる。このような事態に対しては、企業のコンプライアンスの低下もさることながら、行政等の初動対応の遅れが被害の拡大を招いたと指摘されているところである。

現在、国においては、消費者行政の一元化が検討されているが、その検討に当たっては、消費者の目線に立った分かりやすく、迅速な対応が図られるよう、次の事項を実現すること。

強い権限を持った新組織の早期発足

消費者行政を一元的に推進する「強い権限を持った新組織」を早期に発足させること。

消費者行政における地方への権限移譲の推進

1) 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」の改正

府県域業者に対する措置命令の権限を府県知事に移譲し、食品表示の立入検査や是正措置指示・命令の権限を府県に一元化すること。

2) 「不当景品類及び不当表示防止法」の改正

ア 地方自治体との連携強化を図るとともに、府県域の事件、事故に迅速な対応が図られるよう立入権限や是正指示、排除命令等の指導及び権限を府県に一元化すること。

イ 現行法では、業者間(原料供給者間)の取引における表示は、規制の対象外であるが、消費者に対して不当表示を惹起させる原因ともなるため、業者間取引における表示についても府県において規制できるようにすること。

(3) 輸入食品検疫体制の充実など食の安心・安全について

中国産冷凍餃子により健康被害を伴う事件が発生したことを踏まえ、次の事項について早急を実施すること。

輸入食品の安全性確保のため検疫体制の充実・強化を図ること。

残留農薬等に係る地方衛生研究所等の検査機能充実にかかる助成措置を行うこと。

健康被害が拡大する恐れのある事例について、迅速かつ正確な情報収集及び情報提供が可能となる体制を整備すること。

(4) 震災対策の強化について

地震防災対策を強化・推進するため、活断層等に係る調査支援や、調査観測体制の強化による「東南海・南海地震」に関する予知体制を確立すること。

また、減災を実現するため、長周期地震動の構造物に及ぼす影響及びその対策に関する調査研究の推進や津波に対する防災施設等のハード対策と情報提供体制の構築等のソフト対策を含め、地方と十分に連携して防災対策の充実を図ること。

さらに、「東海地震・東南海地震・南海地震」の連動発生を視野に入れた広域的な応急対策活動体制の整備や、広域的な防災基盤の整備、財政支援の拡充等により、広域防災体制を構築すること。

加えて、昨年度には被災者生活再建支援法の改正が行われたところであるが、より広く被災者の生活の安定を図る必要があるため、対象となる自然災害に係る戸数要件の緩和及び対象世帯を半壊以上とするなど、さらなる制度の拡充を図ること。

(5) 原子力発電所の安全確保について

近畿は、原子力発電所の立地など国のエネルギー政策に大きく貢献しているが、原子力発電所に対する国民の不信・不安は依然として払拭されていない。そこで、原子力政策に対する国民の理解と信頼を確保し、原子力発電所の安全性、信頼性の向上を図るため、次の事項について特段の措置を講じること。

「もんじゅ」について、広報活動を積極的に推進し国民の理解を得ること。また、施設・設備全体の安全性はもとより、耐震安全性の確保、事故時等の通報管理体制などハード・ソフト両面の安全性を厳正に確認すること。

ブルサーマル計画については、国の責任において、安全性の確保を第一として、事業者の品質保証体制を厳格に審査し、必要に応じて改善指導を行うなど、慎重に対処すること。

原子炉廃止措置研究開発センター「ふげん」における廃止措置の実施に当たっては、安全確保に万全を期し、放射性廃棄物について、その処分先が早期に確保され、適切な処理処分が着実に実行されるよう指導すること。また、「ふげん」を活用して、高経年化研究や廃止措置研究開発などを積極的に推進すること。

事業者から提出された耐震安全性の再評価に係る中間報告等については、国自らも海域活断層調査を実施するなどにより、その内容を厳正かつ早期に確認し、その結果を国民に分かりやすく説明すること。また、原子力発電所周辺での地震等の自然災害時に、住民の安全・安心や発電所での実効的な防災対応が十分確保されるよう積極的に支援・指導すること。

新たな検査制度については、現行制度から変更する根拠やその有効性について国民の理解を得ること。また、プラント毎に高経年化の程度やトラブルの実態等について国が客観的に評価・公表し、これをもとに定検間隔を設定するなど、現場の安全確保の努力を安全規制に反映させる仕組みを創設すること。特に、高経年化プラントについて、更なる安全性の向上を図ること。また、定検間隔の許可に当たっては、国の基準等を明らかにするとともに、安全実績が著しく低いプラントについては短い間隔区分を設定すること。

現行の国の安全規制体制が全体として、より有効に機能するよう、関係者との意見交換や検証を十分に行い、国民に信頼される実効性の高い規制体制を確立していくこと。また、原子力保安検査官など発電所の検査を担う職員の能力の更なる向上を図る訓練を実施すること。さらに、品質管理を含めた保修に関する資格制度、教育訓練制度を創設するなど、関係者の安全に対する管理水準の向上に取り組むこと。なお、事故・トラブル時の関係自治体への迅速かつ的確な通報を事業者に厳しく指導し、通報義務を法的に位置付けること。

原子力の意義、役割等について、国民全体の理解を深めるために、国の広聴・広

報活動を充実・強化するとともに、積極的な情報公開に取り組み、国民合意の形成に努めること。また、放射線や原子力を含めたエネルギー問題について、小・中・高等学校における指導の充実や学校教育を支援する制度の充実に取り組むこと。

原子力発電所に対するテロ等の防止対策について、住民の安全の確保と不安の解消を図るため、国において万全の防護対策を講じること。

(6) 被災住宅の再建を促進する共済制度の創設について

阪神・淡路大震災では、地震による家屋の倒壊や火災などで多くの者が犠牲となり、また、被災者は震災直後の生活はもちろん、その後の生活再建も困難を極めた。

特に、被災住宅の再建は生活再建や地域社会復興への第1歩であると言える。平成19年11月、被災者生活再建支援法が改正され、年収・年齢要件の撤廃、簡易な手続きによる支援金の受給など制度の使い勝手が大きく向上したが、被災者の住宅再建を促進するためには、公的な支援だけでは十分とは言えない。

については、地震等の自然災害による被災者の住宅再建を促進するため、自助努力や公的支援だけでなく、相互扶助を基本とした全国規模の共済制度を創設すること。

(7) 「大規模地震対策特別措置法の対象地域の拡大」について

現在、「大規模地震対策特別措置法（以下、大震法という。）」の対象地震は「東海地震」のみとなっている。大震法に基づき、東海地震により大きな被害が予測される地域は「地震防災対策強化地域」に指定され、各種計画策定が義務付けられるとともに、対策事業について補助事業の追加、既存補助事業への補助率拡大が措置されている。

一方、東海地震と同じ南海トラフ上で起きる海溝型地震である東南海地震と南海地震については、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」により対策が推進されているが、この地域に特別の財政上の措置はない。

東海地震のみが別扱いなのは地震予知が可能であるからとされているが、東南海・南海地震についても予知に向けた取組が進んでいる。

このため、東南海・南海地震を大震法の対象とし、対策推進地域における対策事業について特別の財政上の措置を講じることにより、将来の地震被害の軽減を図ること。

(8) 首都機能代替（バックアップ）エリアへの位置付けについて

首都圏において大規模な災害・テロ等が発生し、首都中枢機能が大きな被害を受けた場合に備え、そのバックアップ体制を構築しておくことは、国家の危機管理上重要な課題である。

関西は、港湾、空港をはじめ、国際会議場、ホテル等の都市インフラが充実し、また、首都圏以外では関西のみに設置されている機関、国の地方支分部局、内外の防災関係機関及び多くの企業の本社が立地している。さらに、日本銀行のバックアップセンターなど金融に関する代替機能や、各国の総領事館等の対外的な窓口機能、インターネット・エクスチェンジや報道機関の持つ編集・発信機能など、非常時において首都中枢機能のバックアップに貢献できる重要な機能を有している。こうした既存の施設・機能等を活用することにより、我が国の首都中枢機能を最小のコストで効果的にバックアップすることが可能である。

また、関西は、首都圏が壊滅的な被害を受けた場合に首都中枢機能を代替する役割を果たすことができるのみならず、部分的に機能不全に陥った場合にも、首都圏にある代替拠点と連携して首都機能代替（バックアップ）エリアとして重要な役割を果たしていくことが可能である。

国においては、首都中枢機能の具体的なバックアップ体制を早急に構築されるとともに、その検討に当たっては、国家の危機管理をより効果的・効率的に実現していく観点から、必要な施設・機能等を有する関西のポテンシャルを生かせるよう、以下の諸点について早急に具体化を図ること。

関西が首都機能代替（バックアップ）エリアとしての役割を担うことを、国土・防災・有事に関する法律や計画等に位置付けること。

とりわけ、近畿圏広域地方計画において、関西を首都機能代替（バックアップ）エリアとして位置付けること。

各府省、国会等の事業継続計画（BCP）において、関西が担うべきバックアップ機能の明記、機能に付随した組織規定の整備等、首都機能代替エリアとしての関西の位置付けを明確化すること。

各府省、国会等の事業継続計画等をもとに、「首都中枢機能全体の事業継続計画」を策定すること。その際、関西における代替機能に関する詳細な調査を実施するとともに、不足する機能を速やかに整備するための制度・体制を国の責任において確立すること。

関西の持つ代替機能をより効果的に発揮するため、必要な既存施設や関西国際空港、阪神港、新名神、第二京阪、京奈和自動車道等の基幹交通網、情報通信基盤等の整備、充実を図ること。

2 圏域の総合的な発展の推進

(1) 平城遷都1300年祭の国家的プロジェクトとしての推進について

平成22年(2010年)、奈良・平城京の誕生から1300年を迎える。これを機に実施する「平城遷都1300年祭」は、歴史的・文化的資源が集積する関西の各地を舞台として、豊かで個性的な地域文化や日本の歴史文化を世界に発信するとともに、近畿の観光・文化・交流パワーを生かした、継続的な観光周遊システムの構築を図るものであり、我が国の観光交流の拡大に寄与する意義深い事業である。

については、平城遷都1300年祭が、国民の理解と協力のもと、国家的プロジェクトとして展開されるよう、次のとおり提案する。

平城遷都1300年祭の主会場としている「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園(仮称)」、平城宮跡区域(仮称)の整備促進を図るとともに、「第1次大極殿正殿」復原完成等のため、必要な事業費の確保を図ること。

「平城遷都1300年記念祝典」を国家的・国民的な祝祭イベントと位置付け、内外VIPのご参加等に対する、協力・支援を図ること。

APEC観光大臣会合の奈良県開催など、国際会議・シンポジウム等の開催や、出展参加、催事参加などを含め、各府省が平城遷都1300年祭への事業参加、協力・支援を図ること。

平城遷都1300年祭を、外客誘致の国家的戦略イベントと位置付け、上海国際博覧会へ出展する日本館で取り上げるとともに、日中交流の歴史を踏まえた外国人観光客の誘致、及びビジット・ジャパン・キャンペーンでの重点展開を図ること。

平城宮跡等への交通アクセスの整備、総合的な交通対策の実施や奈良らしい景観形成・まちづくりなど、国際的な歴史文化観光都市にふさわしい都市基盤の整備推進に協力・支援を図ること。

(2) 小規模集落対策の充実について

人口減少・高齢化の進展により、多自然居住地域において、将来的な存続が厳しい状況にある小規模集落が増加しつつあり、住民生活の維持困難や森林・農地の荒廃に伴う国土保全機能の低下といった問題が生じている。今後、こうした小規模集落が一層増加することにより、多自然居住地域のみならず、都市部も含めた国民生活全体に様々な影響を与えることが懸念される。

小規模集落対策としては、医療、福祉、交通、営農対策、鳥獣害対策、森林・農地の保全、人材育成、伝統文化の継承、交流の促進等、既に各分野から多様な施策が実施されているが、集落が抱える課題等に応じて、集落住民が主体的に取り組めるように、体制の整備等を進めることが必要である。

本来、小規模集落対策については、地方自治体である都道府県及び市町村がより現地、現場に密着しながら対応すべきことから、その対策に必要な財源を税源移譲も含め地方に移譲すべきである。

しかし、当面の現実的な対応としては、現在、各府省ごとに実施されている補助金の統合化や窓口の一元化は必要な措置であり、統合補助金化に当たっては、都道府県や市町村との連携を図ったうえで、地方自治体の負担の軽減を図ること。

(3) 新過疎法の制定について

過疎地域の振興対策については、昭和 45 年の「過疎地域対策緊急措置法」を始めとした 4 次につながる施策により、社会基盤整備が着実に図られるなど、一定の成果を上げているなか、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が平成 21 年度末をもって失効する。

しかしながら、依然として過疎地域は人口減少、若年層の流出、高齢化の進行により地域活力の低下が見られるほか、財政基盤が脆弱であるなど、いまだ厳しい状況にある。また、高齢化などにより集落機能の維持が懸念されるなど、新たな課題も生まれている。

一方、過疎地域は水源のかん養や国土の保全、貴重な文化の伝承、自然と共生した居住環境など非常に大切な多面的機能を有する地域であり、このような機能を国全体で保全していくとともに、未来の世代に引き継ぐ必要がある。

については、過疎地域の振興が図られるよう、新たな法律を制定するとともに、過疎地域に対する支援策を強化拡充すること。

過疎対策は国家的課題であることを認識し、地域を支えるコミュニティ支援など時代に対応した総合的な過疎対策に強化・拡充し、過疎地域の振興が図られるよう、平成 22 年 3 月 31 日をもって期限切れとなる「過疎地域自立促進特別措置法」に替わる新過疎法を制定すること。

過疎地域の振興が図られるとともに、過疎市町村の自立的、安定的な行財政運営が着実に図られるよう、交付税措置の拡充をはじめ、補助金等の国の負担等の割合の特例措置、例えば過疎債を活用した人材育成等のソフト事業の実施、過疎債の対象範囲の拡大（例えば、幼稚園の整備や一般廃棄物処理施設など）、都道府県による過疎債の発行及び国土・環境保全のための目的税の創設等の新たな支援策を講じることにより、過疎地域の特性に応じた多様な税財政制度を構築すること。

市町村の広域合併が進む中、従来の指定要件に加え、例えば政令指定都市であっても、その周辺部には過疎地域と同様の集落があることから、過疎化が進んだ集落が多い地域を新たな定義（例えば流域や旧市町村）単位で指定できるようにするなど、現地の実態に応じたきめ細かな過疎地域の指定ができる制度とすること。

(4) 首都機能移転の早期実現について

首都機能移転は、平成2年の衆・参両院における「国会等移転に関する決議」以降、平成4年制定の「国会等の移転に関する法律」に基づき、国会（平成15年6月以降は「国会等の移転に関する政党間両院協議会」）において検討が続けられているところであり、国家百年の計として進めるべき課題である。

とりわけ、この国のあり方が問われている今日にあって、地方分権をはじめとする国政全般の改革の推進、なお加速を続ける東京一極集中の是正及び大規模災害や有事への対応力の強化等の観点から、首都機能移転の意義や必要性はますます高まっている。

については、首都機能移転を行う旨の結論を確実に出されるとともに、広範な国民の合意形成を図りながら、国民が納得のいく形で首都機能移転を実現すること。

また、移転先については、国土の中央に位置し、高度な知的資源、歴史・文化資源、国際交流基盤の蓄積など、他の地域にはない特徴を有する「三重・畿央地域」とすること。

3 安心できる医療供給体制の整備

(1) 医療制度改革について

医療保険制度の一元化について

国民健康保険制度の構造的問題を解決し、将来にわたる安定的な医療保険制度の運営を確保するため、国の責任において、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を明らかにすること。

また、国民健康保険制度は国民皆保険の中核をなすものであり、国の責任において財政支援と財源の保障を行うこと。

特定健康診査・特定保健指導について

今年度から実施されている生活習慣病予防に向けた特定健康診査・特定保健指導については、政府管掌健康保険をはじめ全国規模の健康保険組合、共済組合等に対して国において、直接、指導・支援を行うこと。

また、国民健康保険組合の行う特定健康診査・特定保健指導に対する財政支援について、県負担が生じる場合には地方交付税措置を確実にすること。

がん対策の充実について

がんは我が国においては、昭和 56 年から死因の第 1 位であり、現在では年間 30 万人以上の国民が亡くなっており、生涯のうちにがんにかかる可能性は男性の 2 人に 1 人、女性の 3 人に 1 人とされている。

このような中、近畿ブロックにおいては、全国的にみてがんによる死亡率が高い府県が多く、がんの克服に向け、それぞれの地域において重点的に取り組むことはもとより、国民的課題であることから、国においてがん対策の充実に向け、必要な措置を講じること。

1) がん検診の充実

がん検診については、現在、健康増進法において市町村の努力義務として規定され、その財源は地方交付税措置されているところであるが、近畿ブロックにおいては、がん検診の受診率が低い府県が多い状況となっている。

また、本年度からは、生活習慣病対策を主眼とした特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務付けられたが、がん健診についても医療保険者が一体的に実施し、住民の健康づくりを推進する必要がある。

国の「がん対策基本計画」に基づく受診率 50%以上という目標を達成するため、専任職員の配置など検診体制の充実に向けた所要の財源を確保したうえで、がん健診を市町村または医療保険者に対して、法により義務化するなど基盤構築のための措置を講じること。

2) がん診療体制の充実

地域がん診療連携拠点病院については、放射線療法や化学療法にかかる体制整備が国の新しい指針において指定要件となるなど、基準が厳格化されたところである。

しかしながら、人口が少ない地域においては、地域内の複数の小規模病院間で連携し、機能分担を図ることで、がん診療連携拠点病院と同水準のがん診療の提供を行っているところもあることから、がん診療の空白地を作らないよう、地域の実情に応じ病院群の指定を考慮するなど、柔軟な制度構築を行うこと。

さらに、近畿ブロックにおいて、最先端のがん治療を提供するため、国立がんセンターの分院等を設置し、国の責任の下で、がん診療・研究の地域格差の是正に取り組むこと。

特定疾患治療研究費補助金の確保について

難病対策の中核である特定疾患治療研究事業は、医療の確立・普及に資するとともに、患者や家族の医療費負担を軽減するなど大きな役割を果たしている。

しかしながら、本事業における国庫補助金の交付率は、同事業の実施要綱上は1/2であるにもかかわらず、平成18年度以降は交付率の6割以下しか補助金が交付されず都道府県においては多額の超過負担が生じており、本事業の将来的に安定した事業実施が懸念されている。

については、各都道府県が特定疾患治療研究事業を安定的に運営実施していくため、国庫補助金の所要額を確保すること。

さらに、当事業は公費負担医療としての性格を有することから、他の公費負担と同様、国庫負担制度への移行を図ること。

(2) 肝炎等感染症対策の充実・強化について

肝炎対策の充実・強化

肝炎ウイルスによる慢性肝炎患者を救済するため、患者差別・偏見を招かないための対策を推進するとともに、早期発見・早期治療に関する普及啓発の取組を強化充実すること。また、診療体制の充実・確保、感染者に対する的確な情報提供や相談支援に係る体制の整備、検査事業の継続や医療費助成事業の拡充等、総合的な肝炎対策を実施すること。

新型インフルエンザ対策の充実・強化

新型インフルエンザ対策は、国家的な危機管理の問題として国が強いリーダーシップを持って対応すること。具体的には、新型インフルエンザ対策については、感染症法の枠組みにとらわれず、新たな法律制定等を検討すること。対策の全体像を早急に明確にすること。ワクチン接種の優先順位、医療体制、個人の権利制限等について国民的な合意を得ること。医療機関の患者受け入れを促進するための方策を講じること。医療従事者に対する補償制度の創設する等医療従事者が安心して従事できる体制を構築することなど、具体的な対策を講じること。

また、地方自治体や医療機関が行う新型インフルエンザ対策に要する費用について十分な財政措置を講じること。

(3) 医師確保対策について

医師の診療科及び地域による偏在への対応

- 1) 小児科、産科など不足する特定診療科の医師の確保については、将来の需給バランス等を考慮した上で、大学在学中からの確保対策に政策的に取り組むこと等が必要となる。そのため、大学在学中から特定診療科を選択する意識付けが行えるよう、関係府省と連携・協力して、特定診療科医師の教育や養成のあり方を見直すこと。
- 2) 小児科、産科医師を目指す医学部生や研修医が増加するよう、産科補償制度や医療事故調査会設置の早期実現を図ること。
- 3) 大学医学部における「地域医療に関する教育」を充実させるとともに、臨床研修におけるカリキュラムを見直し、へき地等の医師不足地域での一定期間の研修を義務付けるなど、地域医療を体感できるような研修プログラムとすること。
- 4) 医学部定員の増員に関し、都道府県の奨学金制度に対する財源を確保するとともに、大学の定員増や地域医療プログラムの経費に対する財政支援を確実に実施するなど、医師の地域や診療科による偏在の状況を踏まえ、関係省庁と連携・協力し国が責任をもって医師確保対策を行うこと。

公立・公的病院勤務医の処遇改善等

- 1) 公立・公的病院において確保が困難とされる医師(産科、小児科、麻酔科、救急、へき地勤務等)の国内外における研修・研究時の経費に対する支援や処遇改善のための手当等にかかる支援制度の創設とその財源の確保を国において検討すること。
- 2) 公立・公的病院が担う政策医療を対象に、診療報酬上の加算措置等を行うとともに、補助制度の充実と財源の確保を講じ、公立・公的病院において、救急医療等政策医療の実施に必要な勤務医等を確保しやすい環境整備を図ること。
- 3) 勤務医の負担軽減を図るため、開業医が公立・公的病院を拠点に、小児救急医療等の政策医療に積極的に参画できる仕組みを構築するとともに、財政支援を講じること。
- 4) 緊急手術などに備えて当番制で自宅待機する場合の手当(待機手当)を支給する場合の財政的支援を講じること。

都道府県や市町村が行う医師確保対策への支援

地域医療を確保するために、上記を含め、都道府県や市町村が、地域の実情を踏まえて、様々な医師の養成、確保、定着対策に取り組んでいるが、国において、これらの取組に柔軟に対応できる補助制度を創設すること。

女性医師に対する支援

女性ドクターバンクの圏域ごとの設置や、ベビーシッターの養成とそのプール制

度のほか、産休・育休代替医師の常用雇用制度の創設や病児保育の充実、在宅女性医師の復帰支援など女性医師を支援するため、総合的な対策を確立するとともに、その財源の確保と財政支援を講じること。

(4) 病院と診療所の機能分化の推進について

病院勤務医の勤務過多は、病院と診療所の役割分担が進まず、患者が病院に集中する傾向にあることが一つの要因である。

このため、各府県では、平成 19 年度に医療計画を策定し、地域における医療機関の役割を住民に明示するとともに、それぞれの連携体制を強化している。

これにより、身近な診療所を高度な医療機能を有する病院がバックアップしているという体制を構築し、住民が安心して「かかりつけ医」を受診することを促すことを目指しているが、これを有効に機能させるためには、医療施策全体で連携した取り組みを進めることが必要である。

病院勤務医の勤務過多の解消を図り、その安定的な確保を図るため、かかりつけ医機能に関する診療報酬制度による評価を一層進めること等により、かかりつけ医の普及を推進すること。

限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療を実現するために、地域連携クリティカルパスへの診療報酬制度による評価の拡大など、医療機関等の連携に対する取組を支援すること。

療養病床の再編成が行われている中、今後の医療の受け皿の一つとして、その役割が増す在宅医療について、かかりつけ医、連携医及び専門医の複数の医師によるチーム在宅医療体制の構築や、医療・福祉・介護スタッフの連携が進められるよう、人材育成や診療報酬制度による評価などの取組を進めること。

(5) 救急医療体制の確保に対する支援について

近畿圏では、重症救急患者を医療機関へ搬送する際、医療機関が受け入れを断らざるをえない場合が多数発生するなど救急医療体制の崩壊が懸念されていることから早急に対策を講じる必要があり、次のとおり提案する。

医師不足等により、休日や夜間等における救急患者を受け入れる体制を縮小、廃止する二次救急医療機関である救急告示医療機関が増加する中で、本来は二次救急医療機関が診療すべき多数の患者について、三次救急医療機関である救命救急センターで受け入れを行っている。

傷病者に対し重症度に応じた迅速かつ適切な救急医療体制を提供するためには、二次救急医療を担う救急告示医療機関及び病院群輪番制病院の役割は重要であることから、病院群輪番制病院の運営に対する財政措置を拡充するとともに、救急告示医療機関における救急患者の受け入れ体制整備に対して財政措置を行うこと。

周産期医療体制について、リスクの高い妊産婦に対する医療及び高度な新生児医療等を行っている総合周産期母子医療センターにおける診療報酬の見直しや運営費補助の見直しを行うこと。

また、地域周産期母子医療センターの運営を支援する制度を構築し、都道府県において必要な周産期医療体制を確保できる財政措置を行うこと。

分娩を行う医療機関が減少している現状を踏まえ、分娩可能な産科医療機関を確保する観点から、国の平成 20 年度予算において産科医療機関確保事業が創設されたところであるが、地域に必要な周産期医療体制を確保するため、リスクを伴う分娩にも対応する体制を維持できるよう十分配慮すること。

(6) アスベスト対策について

平成 17 年 6 月以降、近畿各府県は、アスベスト問題に対応するための全庁的な取組体制を構築し、全力でその対策に取り組んでいるが、アスベストを原因とする疾病は発症までの期間が長く、将来にわたって健康被害の発生が予想されていること、また、アスベストが使用された建物の解体が今後増加することが予想されていることから、引き続き、アスベスト対策を強化していく必要がある。

については、国において、国民の安全と安心を確保する立場から、下記の措置を早急に講じるよう提案する。

被害者に対しては「石綿健康被害救済法」に基づいて救済が図られているが、今後、救済費用負担のあり方等を見直す際には、地方公共団体に新たな負担を求めないこと。

石綿救済法については、石綿救済法施行後に申請を行わないまま亡くなられた被害者の遺族について救済対象とすること、また、石綿救済法施行前に死亡した者の遺族による特別遺族弔慰金の請求期限（平成 21 年 3 月 27 日）の延長を行うことなど、早急に見直しを行うこと。また、健康リスク調査の結果を踏まえ、同法の対象疾病の追加など被害者救済の充実を図ること。

住民の健康不安を解消するため、アスベスト関連疾患の早期発見にかかる検診方法を早急に確立するとともに治療方法にかかる研究開発を推進すること。

一般環境中へのアスベストの飛散防止対策を一層推進するため、作業現場の敷地境界基準を設定するなど、監視体制の一層の強化を図るとともに、アスベスト調査を実施するための財政的支援と簡易な測定手法の開発等の技術的支援を行うこと。また、石綿使用に係る実態把握や分析調査及び除去等のため、その費用について引き続き財政的支援を行うとともに、建築材料中の石綿成分を調査する簡易な測定手法の開発を行うこと。

これまで日本の産業界で使用されていないとされていたトレモライト等の使用実態・毒性などについて、正確に把握するとともに、その資料を早急に公表すること。

平成 17 年にアスベスト問題が発生して以来、平成 18 年にアスベスト含有率規定の改正、平成 20 年にトレモライト等に関する再調査通知が行われ、今度はアスベスト分析法を規定している J I S 法の改正が予定されているなど、アスベストの使用実態調査に当たっては、国の対症療法的な対応により地方自治体等に過度の負担を強いる結果を招いている。今後、アスベスト対策については、各府省間で十分に連携を行い、円滑な施策の推進を図るとともに再調査費、除去費等について、財政措置を図ること。

また、J I S 法の改正後は速やかに、トレモライト等の分析が行えるよう、計測、証明事業者等への指導をすること。

4 福祉・年金施策等の充実

(1) 障害者の自立を推進するための施策の整備・推進について

障害者自立支援法が施行され、これまで国においては、利用者負担の軽減、事業者の経営基盤の強化など一定の改善策を実施してきたが、今後これらの対策の効果等を検証していく必要がある。また、平成 20 年度は附帯決議に盛り込まれた法施行 3 年後に向けた制度の見直しを検討する重要な年であり、安定的な制度の確立のため、特に以下の点について提案する。

障害者の所得確保については「障害者自立支援法に対する附帯決議」を踏まえ障害者の生活の安定を図るため、障害基礎年金の増額など所得保障制度を充実するとともに、障害者雇用を進めるための法制の強化や就労支援策の充実など一層の取組を進めること。

障害者の地域移行の一層の促進を図るための取組を進めること。

- 1) 施設入所者の地域移行を推進するためには、住まいの場の確保はもとより、相談支援事業者、日中活動の場、介護サービス事業者、医療機関等の開拓・調整が不可欠である。このため、共同生活援助・共同生活介護の事業の立ち上げと施設入所中の障害者の地域移行に向けた日中活動の場の開拓・調整等を行うコーディネーターを配置するなど、新たな地域移行支援策を創設すること。
- 2) 大都市部においては、低廉で安全な住宅の確保が困難な状況であるため、公営住宅に共同生活援助・共同生活介護を目的とした住宅の併設を促進すること。また、公営住宅を身体障害者の共同生活援助・共同生活介護の事業所として活用できるよう、必要な法令の整備をされたい。

障害程度区分の認定については、障害特性が的確に反映されるよう、地方自治体の意見等を十分勘案のうえ、認定調査項目などの判定基準を見直すこと。

地域生活支援事業については、これまでの実施状況を十分検証のうえ、地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑かつ安定的に実施できるよう、確実な財源措置を伴う制度とするとともに、特に移動支援事業については、自立支援給付に位置付けること。

障害者自立支援法施行から 3 年後の見直しに当たっては、発達障害、高次脳機能障害、難病患者等、サービスを必要とするすべての障害者が適切に利用できる普遍的な仕組みとするよう、法制度の改善を図ること。

精神障害者保健福祉手帳所持者に対する JR 等公共交通機関の運賃及び有料道路料金の割引制度の早期実現を図ること。

(2) 障害者の共同生活援助・共同生活介護制度の創設について

障害者の共同生活援助・共同生活介護については、障害者自立支援法で現在対象となっている知的障害者及び精神障害者に加え、身体障害者についてもその対象とされたい。特に、施設からの地域移行を望む施設入居者が、長い施設生活から施設退所後すぐに地域で立ち立って生活を始めることは、かなりの困難を伴うので、身体障害者の地域移行においても、支援を受けながらの共同生活が有効であると考えられる。現在、すでに自治体単独予算で身体障害者の共同生活援助・共同生活介護の事業を実施している自治体があり、一定の成果をあげている中で、これらの事業を障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスとして位置づけ、介護給付費等の支給対象事業とするとともに、それら施設整備についても国庫補助対象とすること。

(3) 介護人材の確保に向けた介護報酬の改善等について

介護人材をはじめとする福祉人材について、安定的に質の高い人材を確保・養成するため、早急に対策を講じるよう下記のとおり提案する。

次期介護報酬改定に当たっては、介護職員等の給与水準の確保を図るとともに、経営実態を踏まえた適切な介護報酬の設定を行うこと。その際には、介護職員等の人件費などに関する基本的な考え方を示すなど、事業収入が介護職員等の給与等へ適切に分配されるよう、必要な措置を講じること。

なお、「介護保険料の在り方等に関する検討会」で、保険料のあり方が検討されているが、介護報酬の改定にあたっては、介護保険料の制度見直し等により、被保険者の保険料負担が過度とならないよう配慮されたい。

(4) 在日外国人への救済措置の実施について

昭和 57 年及び昭和 61 年の国民年金法改正に際して、国民年金の受給資格が認められなかった在日外国人の障害者や高齢者の早期救済措置を講じること。

(5) 民法第 772 条に基づく「戸籍のない者」への対応について

離婚後 300 日以内に生まれた子は前の夫の子と推定する民法 772 条の規定により出生の届出が受理されなかったため、戸籍が作成されていない者の戸籍等の取り扱いについては、通達等により一定の改善が行われたところであるが、人権への配慮の観点から、なお一層の改善が必要である。

民法 772 条については、同条があくまで推定規定であることから、DNA 鑑定などにより推定を覆す事実が認められれば、離婚前妊娠により出生した子であっても再婚後の夫の子として戸籍の届出を認めることを検討するなど、運用面の改善を図ること。

5 森・川・湖沼・海の環境保全の推進

(1) 森・川・湖沼・海の環境保全再生ネットワークづくりについて

平成 15 年 3 月の第 3 回世界水フォーラムの開催を契機とし、琵琶湖・淀川流域、大阪湾岸域を中心に、近畿では水環境保全のためのネットワーク構築に向けた連携の気運が高まっている。平成 16 年 3 月には「森・川・海のネットワーク」を通じて美しく親しみやすい豊かな「魚庭の海」を回復することを目標とする「大阪湾再生計画」が策定され、現在、大阪湾再生に向けて水質一斉調査などに取り組んでいる。

また、平成 17 年 3 月には流域圏を健全な姿で次世代に継承するため、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」が策定されるなど、自然と共生した社会の形成により 21 世紀の新しい国土創造を目指す取組が始まっている。そこで、近畿各地で関係府県の連携のもと、住民・企業・NPOなどの参画による実践活動の展開によって森・川・水路・水田・ため池・湖沼・海の水環境・水循環の保全再生を目指すとともに、これら多様な主体の参画による国土の保全・管理によって、プロジェクト間の連携、相互補完が図られ、圏域の再生が一層進展するよう、水や森林の保全など国土保全再生に向けた多様な主体によるネットワークの構築や活動の促進について、国において積極的な支援を行うこと。

(2) 琵琶湖の総合保全について

琵琶湖は、50種以上の固有種をはじめとする多様で豊かな生物がバランス良く生息し、内水面としては全国に例を見ない多種多様な漁業が安定的に営まれる中で、貴重な国民共有の財産として近畿1,400万人の生活と発展を支えてきた。

昭和50年代以降の赤潮やアオコの発生などの水質悪化に対し、各種の流入負荷削減対策を実施してきたものの、琵琶湖の水質には以前改善の傾向が見られない。

また、水草の異常繁茂、外来種の繁殖、在来種の減少、深層部の低酸素化、湖底の泥質化、漁業生産力の低下など多様な問題が生じ、琵琶湖本来の物質循環機能および自然回復力が低下していることから、琵琶湖の総合保全に向けた下記事項に対し特段の配慮をお願いしたい。

水質汚濁メカニズムおよび生態系メカニズムの解明を進める総合的・学際的な琵琶湖再生調査と効果的・効率的な保全対策の検討への連携した取組

琵琶湖の深層部の低酸素化のメカニズムおよびそれが水質や生態系に与える影響調査への連携した取組

早崎内湖の再生をはじめとする水辺生態系の保全・再生のための調査や取組への支援

琵琶湖の流域をフィールドとした体系的な環境学習のプログラムづくりへの連携した取組

都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に位置付けられた「南

湖の再生プロジェクト」の推進

下水道施設の耐震化、維持管理および改築更新についての地方交付税措置の拡充など財政支援の充実

琵琶湖・淀川流域圏の一層の発展を実現する観点から、琵琶湖の多面的な価値が発揮されるための新しい仕組みづくりへの連携した取組

(3) 淀川水系の河川整備の推進について

淀川水系の治水対策については、国において、平成 19 年 8 月に「河川整備基本方針」が策定されたところであるが、「河川整備計画」については、平成 13 年に検討に着手されてから既に 7 年が経過しているものの策定には至っていない。

淀川流域は、近畿圏はもとより我が国の社会経済活動の中心的役割を担っており、さらに近年の異常とも言える集中豪雨や渇水の発生状況を踏まえると、その治水対策や渇水対策、環境保全対策の推進は重要かつ緊急の課題である。

そのため、流域住民の安全・安心を最大限に考え、住民に分かりやすく、かつ、効率的・効果的な「河川整備計画」の策定とその計画に基づくハード・ソフト一体となった河川整備の着実な推進を早急に図られたい。

(4) 地球温暖化防止対策の推進について

平成 17 年 2 月に発効した京都議定書で定められた温室効果ガス削減取組の第 1 約束期間が平成 20 年から始まり、実効性のある地球温暖化対策を推進するため下記のとおり提案する。

温室効果ガスの削減目標 6 パーセントのうち、認められた森林吸収分 3.8 パーセントを達成するため、森林吸収源対策として間伐等の森林整備の推進が必要不可欠であり、地方公共団体や森林所有者等の財政負担を考慮し、地域の実情を踏まえた施策とすること。

電力会社の電気買取量・価格の大幅な引き上げなどによる新エネルギーの導入促進施策を一層強化すること。

電力事業者による温室効果ガスの削減を進めるため、火力発電における発電効率の向上、原子力発電の安定稼働等、着実な取組の推進に努めること。

(5) 大阪湾圏域広域処理場整備事業の推進について

広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）は、近畿2府4県175市町村の廃棄物の最終処分場として近畿圏の生活環境の保全に貢献している。

同事業によって、埋立竣功した土地の処分に当たっては、広域臨海環境整備センター法により定められた制度により、公共用地の価額も含めて算出した財産からインフラ整備費など政令控除費用を控除した残余財産を、処理場の建設改良費用の負担者及び補助者に分配することとなっている。しかし、土地の処分価格の大幅な下落、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」の改正による処理場跡地利用の制約の強化等、計画時には想定されなかった問題により、結果として、港湾管理者である地方自治体に大きな負担が生じることが懸念される。

広域処理場整備事業の円滑な推進を図るため、下記のとおり、制度改善を図ること。

現行では公共用地も資産として評価され、処分用地と同様に残余分配の対象となっており、残余分配額を土地処分収入だけで賄えず地方自治体が追加負担を強いられる恐れがあるため、残余分配の対象域については可処分地のみとし、緑地や道路など公共用地を除外すること。

現行では「埋立竣功認可告示の日」とされている残余分配の起算日について、管理型区画は公有水面埋立竣功後も廃棄物処分場の廃止基準を満足するまで長期の排水管理が必要となり、事実上、土地処分が困難なことから「廃棄物処分場の廃止の日」とすること。

また、現行では「埋立竣功認可告示の日から10年経過する日」とされている残余分配の開始日について、管理型区画、安定型区画ともに「起算日から10年を経過しない時点で土地処分が完了した場合は土地処分完了のその日、また10年を経過してもなお土地処分が完了しない場合は残余分配が可能な財政状況となるその日」とすること。

6 総合交通ネットワークの整備の推進

(1) 近畿の元気を取り戻す総合交通体系の整備について

近畿は、多様な地域性と豊かな自然や歴史文化など全国でも特筆すべき多彩な資源を有するとともに、経済発展の著しいアジア地域を中心とした諸外国との国際交流も盛んであり、世界に誇るべき魅力溢れる地域である。

しかしながら、近畿全体では未だ経済の低迷が続いており、地域間格差の拡大や本格的な少子高齢化の到来、地域医療の問題など多くの課題も抱えている。

これらの課題を克服し、近畿の元気を取り戻すためには、圏域内外との多様な交流・連携を活性化し、経済活動を支える国際物流基盤の充実による国際競争力の維持・強化が重要である。

このため、国際空港、道路、鉄道、港湾をはじめとする広域的、多重・多元的な交通ネットワークを形成し、戦略的な視点に立った交通網の整備と、既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化を図るため、次のとおり提案する。

広域道路網の整備推進

- 1) 重要な国土軸であり、近畿圏と他のブロックとの交流連携を強化する高速道路の「未着工区間」の早期着手及び全線の早期完成を図るなど広域道路網の整備を推進すること。
- 2) 関西大環状道路などの環状機能を有する道路と府県間を跨ぐ放射状道路の一体的な整備を推進すること。
- 3) 日本海側と太平洋側の拠点間を結ぶ高規格幹線道路をはじめとした広域道路網の整備を推進すること。
- 4) 成長が期待される環日本海物流の機能強化や日本海沿岸地域の連携強化を図るための広域道路網の整備を推進すること。

阪神高速道路の対距離料金制への移行

平成20年度に予定されている対距離料金制への移行に当たっては、以下の点に配慮すること。

- 1) 上限料金の引き下げ
- 2) 複数圏利用に対する割引制度の創設
- 3) 他の高速道路との連続利用時の割高感解消
- 4) 渋滞や環境対策など地域の課題解決が期待できる弾力的な料金設定

本州四国連絡高速道路の通行料金の抜本的な見直し

- 1) 本四道路の通行料金は高速自動車国道に比べ割高となっており、整備効果を活かし地域活性化を図るため、通行料金を高速自動車国道並み（海峡部は関門特別並み）に統一するなど、料金の抜本的な見直しを行うこと。
- 2) 現在実施している社会実験の結果を踏まえ、本格的な料金割引を実施するとともに、実施に当たっては、割引時間帯の拡大や観光利用の増大につながる普通車等

を対象とした週末割引を導入すること。

広域拠点間を結ぶ公共交通施設の整備推進

高速道路網の整備と連携して拠点となる港湾の整備を行い、旅行形態の多様化に対応した公共交通施設の整備を推進すること。また、近畿内陸部の観光資源への誘客のため、関西国際空港と内陸部との鉄道アクセスの改善に努めること。

鉄道・バスの安全対策と活性化の推進

鉄道運行の安全確保システムを更に充実させるとともに、特に第三セクターをはじめとする中小民鉄が実施する安全対策について十分な支援措置を講ずること。

また、経営の厳しい地方鉄道の活性化を図るため、地域で取り組む活性化策および運営に対して、十分な支援措置を講ずること。

さらに、1日当たりの利用者数が5,000人未満の地域拠点駅のバリアフリー化については、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に平成23年以降の支援適用の継続を明示すること。ノンステップバスの導入についても、十分な支援措置を講ずること。

フリーゲージトレインの早期実用化に向けた技術開発の推進と導入コストの低減

フリーゲージトレインは、その実用化に向けて国において技術開発が進められており現在、九州において2次試験車両の走行試験が実施されているところである。

移動時間の短縮や乗り継ぎ解消による心理的負担の軽減などが図られるフリーゲージトレインの導入により、地域住民の利便性の向上はもとより、観光客の増加や企業誘致等地域の活性化が期待される。一方、フリーゲージトレインの導入には多額の費用がかかることが予想される。

このことから、フリーゲージトレインの早期実用化に向けた技術開発の推進と導入コストの低減を図ること。

(2) 北陸新幹線の早期全線建設について

北陸新幹線については、整備計画を踏まえ、認可申請されている敦賀までの一括認可及び早期整備を図るとともに、関西の連携を強化する全線の早期建設を行うこと。

(3) リニア中央新幹線の全線整備について

リニアモーターカーによる中央新幹線の東京～大阪間全線の早期建設のため、リニア技術実用化の達成及び整備計画の決定を早期に実現すること。

(4) 近畿圏における航空ネットワークの整備について

我が国の2大都市圏の連携強化や首都圏から時間的に遠い近畿圏と東京国際空港との航空ネットワークを充実させるなど、近畿圏の各空港について、地域経済の活性化に向けた活用が求められている。

また、我が国で唯一、長距離滑走路を2本有し、完全24時間運用が可能な関西国際空港について、地理的及び経済的にアジアに近い国際拠点空港としてフル活用を図るため、国際競争力の強化を図り、アジアのゲートウェイとして発展させることが必要である。

これらの実現に向け、戦略的な視点に立った空港整備を図るよう次のとおり提案する。

平成22年の東京国際空港発着容量の拡大に伴う発着枠の配分に際しては、近畿圏の各空港からの乗り入れが可能となるよう、国際線よりも優先して、国内線に十分な配分を行うこと。

大阪国際空港周辺の移転跡未利用地について、良好なまちづくりに資するよう、土地の高度利用や土地処分に関し柔軟に対応し、積極的な活用や適切な処分を行うとともに、大阪国際空港周辺緑地整備事業を早期に完了すること。

関西国際空港について以下の措置を講じること。

- 1) 国際貨物施設の整備促進など2期事業を着実に推進すること。
- 2) 国際拠点空港にふさわしい役割と機能を発揮できるよう、北米線が就航しやすい環境づくり、中国路線の乗り入れ枠の拡大などについて、航空交渉等で適切な措置を講じるなど、国内外の各都市との航空ネットワークの充実、増便及び接続時間短縮による乗継ぎの利便性向上を図ること。
- 3) 国際競争力の強化に向け、連絡橋道路買取に続く国有部分の拡大など関西国際空港株式会社の経営基盤の一層の強化・充実が図られるよう必要な措置を講じること。

近畿圏の航空需要・ニーズに対処し、航空利用者の利便性を高めるため、近畿圏の空港がそれぞれの特性を活かしながら一体となって、圏内の国際・国内航空需要に対応していくことが必要であり、その中で大阪国際空港、神戸空港に関する

る運用制限を緩和するなど、近畿圏全体として、航空ネットワークの拡充や、アクセスの充実など更なる利用者利便の向上を図ること。